

## ○太宰府市宰都建築協定の概要（協定書より抜粋）

### （建築物の制限）

第9条 協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備は、次の各号の基準に適合しなければならない。

(1) 建築物の敷地の地盤面の高さは、太宰府市通古賀区画整理事業において造成された地盤の高さを越えてはならない。但し、50cmを越えない範囲での盛土等軽微な行為はこの限りではない。

(2) 建築できる建築物は、次に掲げるものとする。

①住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。）

②住戸の数が2の共同住宅

③住宅で、次の用途を兼ねるものうち延べ面積の1/2以上を住居の用に供し、かつ住居の用に供しない部分の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以下のものとする。

（イ）日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店

（ロ）理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

（ハ）学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

（ニ）美術品又は工芸品を製作するためのアトリエまたは工房（原動機を使用する場合は、その出力の合計が0.75kw以下に限る）

④診療所、調剤薬局

⑤前各号の建築物に附属するもの

(3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.7m以上とする。但し、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの

②物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内のもの

③自動車車庫（ただし、壁を有しないものに限る）

(4) 建築物の高さは地盤面から10mを越えないこと。ただし、階段室、昇降機塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建

築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

(5) 道路に面する側に垣・柵等を設ける場合は、高さ60cm以下の基礎の上に、透視可能なフェンス等を設けたもの又は生け垣とする。但し、門柱・門扉にあってはこの限りではない。

(6) 容積率は、12/10以下とする。

(7) 看板及び広告板の設置については、原則として禁止する。但し、第14条に規定する委員会の許可を受けたものについてはこの限りではない。

## 太宰府市宰都建築協定 区域図

